

2020年5月29日  
事務局長

## 新型コロナウイルスに関する「緊急事態宣言」解除を受けた対応について

弊会では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、4月8日より会合の中止・延期や役員の方の原則在宅勤務などの対応を実施してまいりました。会員の皆様には、ご不便・ご迷惑をおかけしましたことをお詫び申し上げます。

政府による「緊急事態宣言」解除を受けまして、6月1日より当分の間、下記のとおりとさせていただきますので、引き続きご理解賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 当会事業

- ◆ 組織運営に必要な会合、その他の主催会合についても、オンラインシステムの活用や会場設営の工夫等により、3密の回避を徹底しつつ開催させていただきます。

#### 2. 事務局業務

- ◆ 実出勤を基本といたしますが、時差勤務と一部の在宅勤務を認めますので、担当職員不在等により対応に時間がかかる場合がございます。予めご了承賜れば幸いです。

以上